# 

## ニュースリリース

## 残業代を請求したい方は50%以上!でも、仕組みはよく知らない!? 労働トラブルに強い弁護士と残業代計算アプリ「俺残」がコラボ!

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所(東京都豊島区、以下アディーレ)は、株式会社ブレイブソフト(東京都港区、以下ブレイブソフト)の残業代計算アプリ「俺の残業代がこんなに少ないわけがない。」(以下俺残)とコラボレーションし、情報コンテンツ「弁護士に聞いてみた」の監修を行うことになりましたのでお知らせいたします。

#### ■管理職や年俸制でも残業代が支払われ得るとご存知の方は10%台

ブレイブソフトでは、俺残のアップデートに伴い、全国のビジネスマンに残業代に関する意識調査を実施。その結果によると、約4人に1人の方が残業代をまったく貰えていないことが判明しました。さらに、その中から毎日残業があり、毎月30時間以上の残業をしている方を対象に調査を進めると、50%以上の方が「残業代を請求してみたい」とお考えでした。

いっぽうで、「残業代を請求してみたいと思わない」方々は、理由として、「請求手続が面倒」、「残業代があるかわからない」などを挙げております。また、「残業代が貰えるとご存知の雇用形態を選んでください」という質問では、管理職や年俸制でも残業代が支払われ得ることをご存知の方はわずか 10%台と、非常に低い認知度でした。

これらの結果から、残業代請求をお考えの方は多いものの、残業代に関する正しい知識がまだまだ浸透していないことが推測されます。

#### ■アディーレの弁護士が俺残内で、残業代に関するギモンを解説!

この度、皆さまに残業代に関する正しい知識を知っていただくため、弁護士とスマホアプリによる異色のコラボが実現! 俺残にアディーレ監修の情報コンテンツ「弁護士に聞いてみた」が追加されました。残業代の請求手続のこと、残業代が貰える職業や雇用形態のことなどを、会話形式でわかりやすく解説しております。今後も、残業代に関することを随時配信してまいりますのでご期待ください。

毎日、忙しく働く皆さまが抱く残業代のギモンが、アプリ で簡単に解決。俺残が残業代請求のきっかけになるかもし れません!



## ■「俺の残業代がこんなに少ないわけがない。」概要

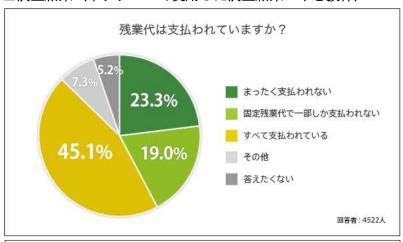
通称「俺残」。スマートフォンの GPS 機能を利用して、自動で残業時間を記録でき、まさに残業代レコーダーとして使えるアプリです。複雑な残業代の計算をリアルタイムで表示し、過去の残業時間をグラフで表示する機能があるなど、残業をわかりやすく管理できることが特徴です。また、アプリ内のコミュニティ「残業広場」では、残業仲間と交流することができます。

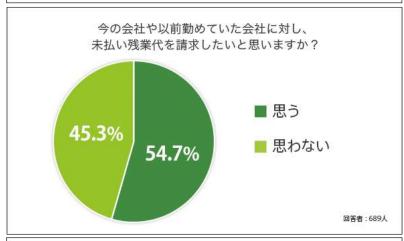
<アプリストア URL>

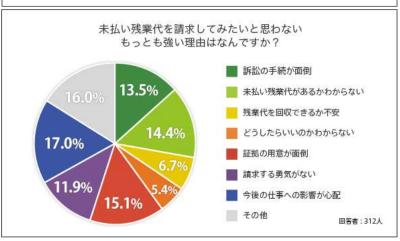
## AppStore:

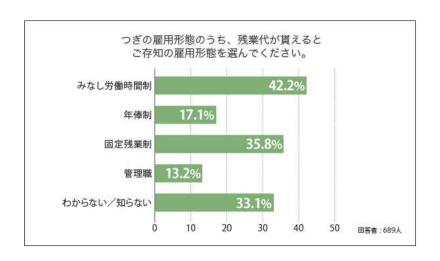
https://itunes.apple.com/jp/app/can-yeapuri-anno-can-ye-daigakonnani/id881894937?mt=8

#### ■調査結果(本リリースで使用した調査結果のみを抜粋)









#### ■調査概要

調査方法:インターネット調査

調査地域:全国

調査対象:18歳以上の就業者(男女)

有効回答数:8,801 サンプル

調査日時:2016年1月19日~21日 調査主体:株式会社ブレイブソフト

調査機関:Fastask (株式会社ジャストシステム)

## 【弁護士法人アディーレ法律事務所】

2004年10月創立。代表弁護士:石丸幸人(東京弁護士会所属)。アディーレとはラテン語で"身近な"の意味を持つ言葉で、「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、債務整理・交通事故の被害・離婚問題・刑事事件・労働トラブル・B型肝炎の給付金請求・企業法務などの法律トラブルの解決にあたっています。

相談実績 30 万人以上、弁護士約 160 名を含む総勢 900 名以上が在籍し、国内最多の全国 72 拠点 (2016 年 2 月時点)。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として各地域に根を張り、皆さまのご相談に対応しております。

企業法務では、必要なときに必要なだけ顧問弁護士を活用できるサービス「アディーレ プラス」をご用 意しており、経営者の方々は最低限の負担で幅広いリーガル・サービスを利用することができます。また、企業にとって役立つセミナーを定期的に開催し、大手企業が主催するイベントでも所属弁護士がセミナー講師を務めています。

※ご相談は別日程での予約制となります。また、1 時間を超えるご相談の場合、別途費用が発生することがあります。また、相談時間を 有効にご利用いただけるよう、事前に担当事務員より弁護士へのご相談内容のお伺いをさせていただきます。

#### 【関連リンク URL】

http://www.adire.jp

<本件に関するお問い合わせ先>

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部 〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60